

高松市四国の新幹線整備に関するまちづくり調査検討業務委託 仕様書

本仕様書は、高松市（以下「本市」という。）が行う高松市四国の新幹線整備に関するまちづくり調査検討業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務の目的

四国の新幹線については、全国新幹線鉄道整備法に基づき、1973年に基本計画路線に位置付けられてから50年以上動きがない状況が続いており、四国は全国で唯一、新幹線の空白地域となっている。

四国の新幹線の整備計画の格上げ及び早期実現に向けては、四国新幹線整備促進期成会が中心となり、機運醸成に努めているが、更なる機運醸成を図るためには、産官学連携の下、基礎自治体が主体的に新幹線導入後のまちの将来像を示すことが必要であると考えている。

本業務は、四国の新幹線駅の果たすべき役割や既存交通ネットワークに与える効果について整理するとともに、本市内における新幹線駅の候補地エリアの選定を行い、将来において、活力と魅力ある新幹線駅周辺のまちづくりについて、調査検討するものである。

また、この調査検討の内容を基に、新幹線導入後のまちの将来像を示すとともに、地域住民はもとより、県やJR四国、経済界などの関係者を巻き込みながら、まちづくりの議論を活性化させ、四国の新幹線の早期実現に向けた、更なる機運醸成を図ることを目的としている。

2 業務期間

契約締結日～令和8年3月31日

3 事業規模金額

24,453,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 資料の貸与

本業務の実施に際し、次の資料（以下「過年度資料」という。）を受注者に貸与する。

- （1）四国における鉄道の抜本的高速化に関する基礎調査（平成26年3月）
- （2）新幹線開業による広域的人流変化調査整理業務（令和6年3月）

5 業務概要

本業務における概要は次のとおりとする。

- （1）計画準備
- （2）本市の都市機能等の現状分析及びこれまでに検討された四国の新幹線整備効果の整理
- （3）四国の新幹線駅の果たすべき役割の整理及び既存交通ネットワークに与える効果
- （4）新幹線駅の候補地エリアの選定
- （5）選定された候補地エリアにおける新幹線駅や駅周辺まちづくりの検討
- （6）候補地エリアにおける今後の課題等の整理
- （7）経済波及効果の算出
- （8）報告書作成

(9) 打合せ協議

6 業務内容

本業務の実施内容は、次の(1)～(9)に掲げるものとし、本市の各種計画及び過年度業務成果との整合を図り、報告書を取りまとめる。

(1) 計画準備

本業務の実施に当たり、大都市圏及び香川県内から見た本市の状況や特性を整理した上で、業務計画を立案し、資料収集を行う。また、本業務の目的を把握するとともに業務内容を確認し、業務概要・実施方針等を内容とする調査計画書を作成する。

(2) 本市の都市機能等の現状分析及びこれまでに検討された四国の新幹線整備効果の整理

本市における社会動向(人口、観光、産業、人流、物流等)を踏まえ、都市機能等の現状分析を行うとともに、過年度資料を参考に、四国の新幹線整備による効果を整理する。

(3) 四国の新幹線駅の果たすべき役割の整理及び既存交通ネットワークに与える効果

四国の新幹線の整備効果を県内全域に波及するために、県都・高松における四国の新幹線駅の果たすべき役割及び県内の既存交通ネットワークに与える効果について整理する。

(4) 新幹線駅の候補地エリアの選定

令和4年6月に四国アライアンス地域経済研究会が公表した「新幹線が都市を変える～新幹線と四国のまちづくり調査～報告書」内に示されている本市における新幹線駅の4つの候補地エリアを基本として、次に掲げる内容を例に、様々な角度から検討を行い、本市における新幹線駅候補地エリアを選定する。

ア 長所・短所、影響・効果

イ 既存の史跡等の指定や地理的条件を踏まえた施工性

ウ 既存市街地等と各候補地エリアの関係性

エ 各候補地エリアにおける二次交通との関係性

(5) 選定された候補地エリアにおける新幹線駅や駅周辺まちづくりの検討

(4)において選定された候補地エリアにおける新幹線駅や駅周辺まちづくりについて、次の項目について整理する。

ア 将来において活力と魅力ある新幹線駅や駅周辺のまちづくりの検討

イ アにおいて検討された駅周辺まちづくりの概算事業費の算出

ウ 選定された候補地エリアにおける新幹線駅周辺のイメージパース図の作成(2点以上)

(6) 候補地エリアにおける今後の課題等の整理

(5)における整理結果を踏まえ、実現に向けた課題や対応策の調査検討を行う。

(7) 経済波及効果の算出

過年度資料において整理されている経済波及効果について、最新の基礎情報に置き換え、香川県産業連関表等を用いて地域の経済波及効果を算出する。

(8) 報告書作成

業務の結果として、適切かつ明瞭に報告書として取りまとめる。報告書の内容や調査に使用した写真等各種の原データは、外部記録媒体に登録し、提出する。

(9) 打合せ協議

発注者協議として、業務着手前、中間打合せ(2回)、関係機関協議(1回)、成果品納品

時の計4回とし、打合せには管理技術者が同席すること。なお、関係機関協議とは、本業務の検討に当たり、専門機関等の助言を受けることを想定している。

7 企画提案書記載要件

企画提案書には、次の各項目の内容について具体的に記載すること。

- (1) 本業務全体に関する考え方
- (2) 県都・高松における四国の新幹線駅の果たすべき役割の整理方法
- (3) 県都・高松における四国の新幹線整備によるまちづくりの発展性の整理に必要となる検討事項の提示
- (4) 新幹線駅の候補地エリアの選定に伴う検討事項
- (5) 選定された候補地エリアにおける新幹線駅や駅周辺まちづくりの検討方法
- (6) 具体的な業務スケジュール
- (7) 業務の実施体制、役割分担、本業務に携わる者の業務実績、実務経験年数
- (8) 更なる機運醸成に向けた、本業務成果の活用方法等（翌年度以降実施予定）
- (9) その他、本仕様書に定める事項以外で、弾力的な対応や、その他本事業に必要又は有効で、かつ、実施可能である提案があれば記載してください。

8 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--|----|
| (1) 報告書（書面） | 2部 |
| (2) 報告書原稿データファイル
(Microsoft Office 2007形式を基本とする。) | 一式 |
| (3) 打合せ協議録等業務報告書 | 一式 |
| (4) 業務に係る収集データ等のデータファイル | 一式 |
| (5) その他、発注者が指示するもの | 一式 |

9 仕様書の確定

本仕様書については、企画競争の結果により、選定された事業者と協議の上、必要に応じて、修正した後、確定するものとする。

10 提出書類

本業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|---------|
| (1) 着手届 | (2) 管理技術者届 | (3) 職務分担表 | (4) 工程表 |
| (5) 業務計画書 | (6) 完了届 | (7) 納品書 | (8) 請求書 |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、高松市の調査職員の承認を受けなければならない。

11 打合せ協議

受注者は、常に調査職員と緊密な連絡を取り、適宜、十分な打合せを行うとともに、作業の途

中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行わなければならない。
会議録は必ず作成し、その都度、提出するものとする。

12 手直し

受注者は、本業務が完了した後に、受注者の責に帰すべき理由による過失疎漏に起因する不良箇所が発見された場合、速やかに訂正、補足、その他の処置を行わなければならない。

13 管理技術者及び技術者

受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(1) 管理技術者は、次に定める資格のいずれかを有する者とする。

ア 技術士：総合技術監理部門（「建設—都市及び地方計画」に限る。）

イ 技術士：建設部門（「都市及び地方計画」に限る。）

ウ R C C M：「都市計画及び地方計画」部門に限る。ただし、「登録証」の交付を受けていること。

(2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者で協議の上、定める。